

-----  
**規 則**  
-----

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第 号**

**高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例  
施行規則の一部を改正する規則**

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3の表中「目視し、これ」を「目視し、又はビデオカメラその他の撮影機器（以下「ビデオカメラ等」という。）を用いて撮影した水中のブラックディスクの映像をタブレット端末等により現場で確認し、これら」に、「清流度計と」を「清流度計又はビデオカメラ等と」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則